

○農林水産省令第十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

(植物防疫法施行規則等の一部改正)
第四条 次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
一 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)第一号様式、第二十五号様式から第二十七号様式まで、第二十九号様式から第三十一号様式まで、第三十三号様式、第三十四号様式及び第三十六号様式

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。